

# 論 点 等 整 理 シ ー ト

事業番号：0032

部 局 名	民事局		
政 策 ・ 施 策 名	国民の財産や身分関係の保護 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理		
事 業 名	供託事務の運営		
予 算 額	令和4年度	令和5年度	
	289 百万円	249 百万円	
<b>【選定の視点、理由等】</b>			
<p>供託手続において、申請、供託金の納付、払渡しの各手続をオンラインで利用することができる。オンラインを利用すれば、供託利用者において、供託所に実際に足を運ぶなどの負担がなくなるほか、現金等の持ち運びの危険性などがなくなる。</p> <p>そして、「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においてオンライン利用率の上昇を目指すことが示されているように、政府全体の方針としてオンライン化を推進している。</p> <p>しかし、供託手続におけるオンライン利用率は、約3割程度にとどまっている現状にある。</p> <p>また、オンラインによる供託申請をしながら、オンライン上で完結しない一部の手続(供託通知書の発送の請求)があり、この場合には、郵券を供託所に別途送付する必要がある。</p> <p>そのため、オンラインによる供託利用者の利便性を向上させるため、効果的な事業の在り方を検討する必要がある。</p>			
<b>【論点等】</b>			
<p>EBPMの観点を踏まえ、次の各点を中心に効果的な事業の在り方について検討</p> <p>①供託通知等の発送請求という制度自体を存続させることが妥当か</p> <p>②申請、供託金の納付、払渡しの各供託手続におけるオンライン利用の周知及び広報</p> <p>③ユーザーエクスペリエンス(UX)の質の向上としてどのようなものがあるか</p>			